

入札監理小委員会 第384回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第 3 8 4 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年10月 9 日（金）14:47～17:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務（環境省）

2. 実施要項（案）の審議

○総務省 L A N システムの更新整備及び運用管理業務（総務省）

○業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務（（独）大学入試センター）

○空港土木施設の維持管理業務（国土交通省）

○空港有害鳥類防除業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員、大山専門委員、
小尾専門委員

（環境省）

大臣官房総務課環境情報室 松田室長、岩本室長補佐、鹿野係長

（総務省）

大臣官房企画課情報システム室 尾原室長、曾我CIO補佐官、小林課長補佐、岡田係長、
吉田係長

（（独）大学入試センター）

事業部事業第三課 荒井課長、小林課長補佐、鈴木係長

（国土交通省）

航空局安全部空港安全・保安対策課 酒井課長、佐藤課長補佐、大久保専門官

(国土交通省)

航空局交通管制部運用課 甲田課長、今井運用調整官、三好専門官

(事務局)

新田参事官、澤井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第384回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

環境省の「環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務」の事業評価（案）、

総務省の「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」の実施要項（案）、

独立行政法人大学入試センターの「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」の実施要項（案）、

国土交通省の「空港土木施設の維持管理業務」の実施要項（案）、

国土交通省の「空港有害鳥類防除業務」の実施要項（案）、

の審議を行います。

最初に、環境省の「環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、環境省大臣官房総務課環境情報室松田室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松田室長 環境省大臣官房総務課環境情報室長の松田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1に基づいて御説明させていただきます。

環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務の実施状況で、1番目の「事業の概要」については、民間競争入札を行って、（1）の業務内容について実施しています。運用管理業務としては、管理、監視、障害対応、ユーザー対応、端末の配備、あるいはSLM委員会、そういった内容で実施しております。それから、更改等業務としては、賃貸借、初期構築、それと、保守業務という内容でございます。

（2）契約期間としては、平成24年4月9日から平成28年10月31日までとなっております。

おめくりいただいて、（3）受託事業者は伊藤忠テクノソリューションズ株式会社です。

（4）受託事業者決定の経緯ですが、入札参加者は4者で、提出いただきました提案書を審査して、当省の定めた要求要件を満たしているのを確認した上で、予定価格の範囲内であったため、総合評価方式で決定いたしております。

続きまして、2番の「確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価」でございます。

民間競争入札実施要項で定めております評価事項が6項目ありまして、表に記載してございます。ヘルプデスク満足度調査については、スコアは、平成24年度から26年度までで88点であったということで確保されており、セキュリティの重大障害の件数については、発生件数は0件となっております。

業務の内容については、年次、月次、週次ということで会合を開いて、報告を受けておりまして、業務内容を確認したところ、適切に実施されております。

それから、サービスの稼働率は、24年度から26年度まで、各月99.35%以上で、各年度

を見ましても、99.86%、99.90%、99.98%ということで、確保されていると評価しております。

3 ページになりますが、ホームページのサービス稼働率についても、3 年間の各月 99.94%以上で、24年度99.94%、その後、2 年間は100%となっております。最後に、システムの重大障害の発生件数は0 件となっております。

続いて、3 番の「実施経費の状況及び評価」ですが、実施経費については、平成24年4 月から平成28年10月で、運用は平成24年11月からですが、およそ11.9億となっております。内運用経費は3.9億です。削減効果については、市場化テストの実施前の経費と比較しておりますが、平成19年4 月から平成23年10月で、運用は、同じく、平成19年11月からという内容となっておりますが、全体では20.8億であり、これを比較して、削減率は42.8%。内運用管理については、実施前は約8.0億円で、削減率は51.3%という計算となっております。結果として、経費節減効果があったという評価をしてございます。

続きまして、4 ページ目は「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」でございまして、「利便性の向上」、「セキュリティ対策の強化」、「運用の効率化」といった観点で、随時、改善提案がなされて、それを実施してきております。

簡単に御紹介いたしますと、「利便性の向上」では、利用者の作業手順が分かるようにID交付書を改正するなど、より円滑に連絡できるようにしております。

それから、「セキュリティ対策の強化」では、特定形式のファイルの隔離等の設定などを追加で実施しています。

「運用の効率化」では、モバイル端末のキッティング方法の改善や、障害発生時の緊急告知を、さらに閲覧しやすい内容にする、あるいは、一元的文書管理システムを運用していますが、権限付与のフローを整理する。フォルダの管理をより円滑にする。それから、シンクライアント端末の利用設定を自動化する。そういった内容に取り組んでおります。

最後に、5 番目の「全体的な評価」で、今まで申し上げた内容をまとめますと、まず、ヘルプデスクの利用者では、基準スコアは大きく上回って88点となっており、「満足」というところは80%超、それから、「ほぼ満足」とあわせても90%超で、サービスの質の維持・向上は確保されていると評価してございます。

加えて、運用状況ということで、この業務に起因する情報流出やネットワークシステムの重大障害といった、業務に多大な支障が生ずる事態は発生しておりません。それから、メールサービス、グループウェア等の日常利用するサービスの稼働率、環境省ホームページサービスの稼働率も、基準値を満たしております。

以上から、サービスの質という点では確保されているということで、業務の確実な実施と、それから、利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成していると評価してございます。

6 番目の「今後の事業」でございしますが、本事業は、市場化テスト導入は初めてですが、1 つ目として、業務改善指示あるいは法令違反行為を行った事案はなかったということで

あります。

2つ目に、これは今後の予定ですが、外部有識者で構成される委員会で、実施状況報告のチェックを受ける体制を構築する予定です。

さらに、3つ目に、競争性の確保という点では、4者から応札があったという点で、確保されていました。

4つ目に、質の達成目標も達成していました。

最後に、経費についても、経費節減効果が確認できております。

次期事業の実施であります。以上から総合的に判断しまして、良好な実施結果が得られていると考えまして、終了プロセスへ移行した上で、環境省みずから公共サービスの質の維持と経費削減を図っていくことにしたいというような形でまとめさせていただきました。

資料1については、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価（案）について御説明いたします。資料Aをごらんください。

Iの「事業の概要等」については、先ほど環境省様から御説明がございましたので、割愛させていただきます。

2ページ目にまいりまして、2の「対象公共サービスの実施内容に関する評価」ですが、「対象公共サービスの質の確保について」は、業務の実施状況は表のとおりでございます。いずれの指標についても、対象公共サービスの質は確保されております。

3ページの「（2）民間事業者からの改善提案による実施事項」ですが、次の4ページのア、イ、ウと記載しておりますとおり、「利便性の向上」、「セキュリティ対策の強化」、「運用の効率化」の観点から、随時、改善提案がなされ、実施されております。

4ページ、3の「実施経費についての評価」ですが、従来経費と比べて、4年間で、全体では890,000千円（42.8%）、うち運用経費については411,000千円（51.3%）の削減となっております。

5ページ目にまいりまして、4の「評価のまとめ」でございます。

本事業で確保すべきサービスの質の目標は、いずれも達成されておりますので、良好に事業が実施されていると評価ができると思います。

また、民間事業者の提案によりまして、民間の創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価でき、そして、実施経費についても削減が出ておりますので、評価できると考えております。

5の「今後の方針」でございますが、本事業の市場化テストは1期目でございます。事業全体を通しての実施状況は、そこに①から⑤と書いてありますが、実施期間中に特に

違反行為はございませんでした。

②の事業実施状況については、今後、環境省の中で新たに設置される予定の外部有識者で構成される委員会によりチェックを受けるという体制を予定しております。

入札においては、4者の応札がございまして、競争性も確保されておりました。

確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標が達成されており、実施経費についても、削減効果がございました。

これらのことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

なお、市場化テスト終了後の次期事業においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることにはなりますが、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、環境省様がみずから公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを求めたい。そう考えております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 1点、確認だけですが、市場化テストの実施による経費削減効果が非常に大きいとは思っているのですが、市場化テスト実施前において実施した事業者と今回市場化テストを実施した事業者は、同一の事業者であるのか、異なる事業者になったのかという、この点を確認できればと思います。

○岩本室長補佐 今回は平成24年からの業務、前は平成19年度からの業務ですが、平成19年度からの業務については、構築業務と運用業務の2つに分かれておりまして、そのうち1者と今回の業務実施者が同一でございます。

○宮崎専門委員 今回は構築が入っていないから、単純に比較すると下がっているということですか。

○岩本室長補佐 今回は、構築と運用保守を合わせた業務になっていました。前回は構築業務と運用業務に分かれた状況になっていました。

○宮崎専門委員 1者か2者かということですね。

○岩本室長補佐 はい。

○宮崎専門委員 わかりました。

○石堂主査 今の質問の関連というわけではないのですが、経費の効果のところは、全体の効果と運用の部分における効果を表示しているのですけれども、更改のところも数値的に追っていくと、4割近く下がっているのですね。これはあえて記載しなかったのは、更

改の中身に違いがあって、単純に比較できないからなのかなと私は思ったのですけれども、どんなことだったのですか。

○岩本室長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○石堂主査 ほかにいかがですか。

○井熊副主査 効果が非常に出了ということで、競争性もあるし、この方向性に異論はないのですけれども、今後の業務として、今まで、構築と運用と分けてやっていて、今回セットにしてやって、効果が出ている。今後は、どういう方針で調達されるのですか。

○岩本室長補佐 今回のこの調達は、構築と運用が一緒だったのですけれども、実は環境省ネットワークシステムに係る調達は、プリンタの調達とか、端末の調達とか、回線の調達とかというような形で4つに分かれております。その実施状況を踏まえて、経費の面ではかなり削減されたのですけれども、今後、セキュリティの観点が非常に重視されておりまして、4者に分かれていると幾つか抜け落ちてしまう可能性があるというのを、今我々はちょっと懸念しております。その辺の懸念が払拭できるような形で調達業務をしていきたいと考えております。

○石堂主査 ほかにいかがですか。

外部有識者によるチェック体制が構築される予定となっているのですけれども、環境省さんも別にこの契約だけでなくてほかにもいっぱいある中で、外部有識者の委員会の設定はまだ予定ですか。これは何によってその時期が決まってくるものなのかなというのと、予定と言っていますけれども、いつごろできる予定なのか、もしわかっていたら、教えていただきたい。

○松田室長 まだ具体的にはないのですが、省内で、ほかにも同じようなものが今後出てくる可能性があると思いますので、そういうのがない場合は、単独で構築を考える必要があるかと思いますが、その辺の状況をちょっと調整していこうかなということがあります。

省内ですと、入札の手続などをチェックする組織はあるのですけれども、サービスの質とか全体をチェックするという意味では、どういう設置形態がいいのかというところで、今、検討中です。

○石堂主査 例えば来年の3月までにやるとかという、そういうところまでは行っていないということですか。

○岩本室長補佐 そこまでは行っておりません。

先ほど室長が申し上げたように、会計部門とちょっとお話をしておりまして、会計部門に置くのがいいのか、それとも、各担当局で置くのがいいのかというところを今ちょっと調整している段階で、具体的にいつまでというのはまだ決まっておりません。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

○早津専門委員 先ほどの質問とちょっとかぶってしまうところがあるのですけれども、従前は構築と運用で分かれていて、今回の落札した会社はそのどちらだったのでしょうか。

○岩本室長補佐 前回、運用業務を実施していた業者が、今回、落札しております。

○石堂主査 ほかはよろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（環境省退出、総務省入室）

○石堂主査 続きまして、総務省の「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、総務省大臣官房企画課情報システム室尾原室長並びに曾我CIO補佐官より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は両者で15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○尾原室長 総務省の尾原でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、次期総務省LANの調達に必要な入札実施要項（案）について御審議いただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

今年6月19日の入札監理小委員会で事業報告いたしました事業の継続事業でございます。先生方御存じのとおり、今年6月、日本年金機構で個人情報流出事件が発生しました後、政府のLANシステムの御審議は今回が初めてだと伺っております。大山先生からも、総務省のサイバーセキュリティ対応について御心配をいただいていると伺っておりますので、私からまず入札実施要項（案）の御説明をいたしまして、その後に、未知のマルウェアへの対応を含む総務省のLANにおけるセキュリティの体制とそれに関連する調達対応などについて、当省の曾我CIO補佐官から御説明させていただきたいと考えております。

それでは、資料B-2の入札実施要項（案）に沿ってポイントを御説明させていただきたいと思います。

まず5ページをご覧いただきたいと思います。

平成13年の総務省の発足時には、旧総務庁、旧郵政省、旧自治省の3省庁がそれぞれ別々にLANを構築、運用しておりました。平成17年に、システム最適化計画を策定いたしまして、当時9つのLANがございましたが、それを段階的に統一して、平成21年に一つのLANに統合するということで、最適化の取組を行ってまいりました。

後ろのほうに、「総務省LANの整備の経緯」という資料がございます。現在、運用中のシステムは第3期LANであり、本日御審議いただきます次期LANは第4期LANでございます。平成29年4月からの運用を計画しております。こちらの資料は、後ほど、曾我補佐官から詳しく御説明させていただきます。

実施要項案にお戻りいただきまして、5ページですが、次期LANの整備方針で最も重視しておりますのは、基盤としての安全性、信頼性の確保であります。政府の方針であります

骨太方針や成長戦略で掲げられている政策課題にも対応する必要があると考えており、具体的には、サイバーセキュリティ対応能力と基盤の強化、行政のIT化、業務改革、働き改革、これを実行・実現するための基盤環境の整備、それから、業務継続性の確保、こういったものを重点整備事項として考えています。

続きまして、6ページから8ページにかけてご覧いただきたいと思います。総務省LANが提供する機能を一覧にしたものです。黄色の網かけをしている部分が、現行のLANの構築当初に比べて追加される機能であり、閣議決定などで示されているさまざまな政策課題に対応していくということです。

具体的に少し申し上げますと、6ページの下の方にテレワークサービスがあります。総務省はICT官庁ということで、テレワークにも率先して取り組んでいます。今、政府レベルでは、国家公務員テレワーク・ロードマップが策定され、その目標年次が定められており、多くの職員ができなければいけないと言われています。他の省庁の整備はまだこれからと伺っていますが、総務省はその先頭に立って、このツールを現在も整備していますし、次期LANでもさらに使い勝手のいいものを入れたいと考えています。

その下に、ペーパーレス会議サービスがあります。これはiPadを使い、ペーパーレスで会議をする審議会などで使えるようにするというもので、現在も導入していますが、さらに進化したものを用意したいと考えています。

8ページの表の一番上のマルウェア対策の中の仮想デスクトップですが、これは、今テレワークのシステムは、パソコンを持って帰って行うという方法のほかに、家の私物のパソコンに小さなUSBのスティックのようなものを差し込み、それで総務省LANにつなげるシステムがあります。それを次期のLANでも導入していきたいということで、仮想デスクトップというのは、総務省LANから情報を私物のパソコンには入れず、あくまでもLANのほうで情報は動いている。その画面だけを私物のパソコンに転送するもので、マルウェアなどが私物のパソコンからそちらに行ったり、あるいは向こうから来るということを防ぐような機能を持ったものです。このようなものを次期LANでは提供したいと考えています。

続きまして、10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。総務省LANの特性です。24時間365日利用するシステムであるということです。11ページの表にあるように、ユーザアカウント数は16,000、クライアント端末は7,000、拠点数は74で、非常に大きなシステムになっています。また、「安定性と信頼性」、「情報セキュリティ」という項目を立てています。これは、総務省だけではなく他のどの組織のシステムにも共通することですが、総務省自体が、政府情報システムや情報セキュリティに係る業務を所管していることもあり、その足元の重要システムということから万全を期さなければいけないといった事情があります。また、ここに特に記載しておりませんが、ICTの所管官庁でもあるので、ほかの府省にも範を示せるよう、テレワーク、ペーパーレス会議サービスなどの先進的なサービスを提供していくことも重要であると考えています。

11ページの下の方に、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」

についての記載をしています。この標準ガイドラインについては先生方は御存じだと思いますが、政府情報システムの調達のガイドラインや最適化ガイドラインという、これまでの決まり事に代わるものとして、昨年12月に政府の共通ルールとして策定されたものです。今年の4月からその手引書が施行されております。次期LANについても、この標準ガイドラインに基づきプロジェクト管理を行う必要があるということで、その旨を記載しているところです。

それから、12ページの表では、「設計・構築作業の概要」を記載しています。ご覧のように、一から構築し直すというものであり、アプリケーションの開発・保守といったものはございません。

15ページをご覧いただきたいと思います。引き継ぎについて記載しています。現行請負者からの引き継ぎと本請負満了時の引き継ぎについて記載しています。現行の請負業者からの引き継ぎについては、引き継ぎが円滑に行われますよう、私どもが現行事業者と本請負者に対して必要な措置を講ずることとしています。それから、本請負の満了時には、本請負者が責任を持って引き継ぎを行うということも書いています。

次に、「確保されるべき対象業務の質」の部分ですが、LANの稼働率は99.9%以上、セキュリティ上の重大障害とシステム運用上の重大障害件数は、それぞれ0件としています。また、満足度調査も行いまして、回収率については過去に70%程度であったということを踏まえて、70%以上という形で明記しています。

次に、スケジュールということで18ページをご覧いただきたいと思います。現行のLANは平成29年3月までの運用ということで、次期システムは29年4月からの運用開始を予定しています。設計／構築の期間は1年間を設けています。

続きまして、21ページをご覧いただきたいと思います。「資料閲覧」ですが、これは潜在的な事業者を掘り起こすために、また既存業者の有利性を最小限にしようと考え、資料閲覧の機会を2回設けることを考えています。パブコメの意見招請時と入札公示期間中の2回実施いたします。その際には、現行システムにおける課題管理表や対応実績、運用等の報告書の資料も閲覧できるようにしたいと考えています。

それから、23ページをご覧いただきたいと思います。評価の方法についてです。一般競争入札で、総合評価落札方式で事業者を決定したいと考えています。価格点と技術点の配分は1：1で、技術点のうちの基礎点については、他省庁の事例や本小委員会での御審議などを踏まえて、前回10点だったものを100点に変更しています。これにより、技術点は基礎点が100点、加点が1000点の合計1100点満点ということになります。これに連動して、価格点も1100点満点ということになります。

以上、駆け足ではありますが、次期総務省LAN調達の入札実施要項（案）について御説明させていただきました。

続きまして、これまでの総務省LANの整備の経緯、調達単位、これからのセキュリティ体制などについて、曾我CIO補佐官から説明をいたします。

○曾我CIO補佐官 曾我でございます。よろしくお願いします。

「総務省LANの整備の経緯」という資料で御説明をさせていただきます。この表は、第1期から第3期まで、今度調達をする第4期を図であらわしております。調達の単位を決定的に決める要素が、資料中の真ん中「ウイルス感染による情報漏えい」ということが、重要なポイントです。これは平成23年11月に感染が発生しました。その結果、ハードウェアでの防止、ソフトウェアでの防止、さらにはウイルスは日々刻々変化をしているので、それに対応して事前の検討や事故後の防止策を検討するチームを立ち上げるなど様々な施策を実施しました。実際に、これの対応が本当の意味で完了したのは平成26年10月です。

このような経験を経て今回の第4期LANの調達をするもので、その調達単位は資料のとおりです。青丸でマークしてある箇所が既に分離調達をしているものを示します。また、設計・構築から運用・保守までの部分ですが、一般的に言われているヘルプデスク、あるいは業務的な申請受付・審査等の業務は既に一括調達から除外をして、別チームでやるようになっていきます。

また、この調達の中で今後何を分離していけるかを、3つの観点で検討をしています。1番は安全性です。2番目が公平性、3番目が経済性。この3つの観点で調達をどのくらい分割できるか、あるいはどういうサイクルで調達するのがいいのかということを検討しています。ただ、分割すればするほどベンダー数が増えるので、発注側としては、ベンダー間をきちんと調整をして適切に運用するという「マルチベンダーコントロール」の能力が高くないとなかなかうまく運用できません。残念ながら、役所全般に言えるかと思うのですが、まだまだマルチベンダーコントロールの能力が低いと言わざるを得ません。民間でもこれはなかなか難しい能力だというふうに私は認識をしています。ということで、余り細かく分轄し過ぎると、かえって、運用に支障を来す。では、どの単位がいいのかということで、今は、この資料に書いてある設計から一番下の監視サービスまでが適切だと思っています。ただし、この中で、インターネット回線、あるいは右下のセキュリティチームのコンサルティングに係る部分は、次々回ぐらいには分割できないかを、今、検討を重ねています。なぜ次回できないのかということ、障害が起きたときの手順やマルチベンダーコントロールの仕方とかというのは、今の体制ができて1年足らずの経験しかないことから、まだまだ今ここを分離して発注するのはリスクだと考えています。それで、今回この範囲で調達をしたいということで、御審議をいただいております。

では、なぜこの範囲での調達が必要なのか。設計・構築とか機器は関係ないだろうと思われるのですが、次のページをご覧くださいと思います。一般的にセキュリティの対策は、資料に書いているように、ハードウェア、ソフトウェア、あるいはそれを人間がどう検知し判断するかという何層もの階層でいろいろな障害のメールや攻撃をプロテクションしています。総務省も23年以降セキュリティの侵入がなかったわけではなくて、先ほど一部お話にとどめましたが、セキュリティの侵入を受けても情報を出さない仕組みを構築しているために、ウイルスに感染しても情報が漏えいしなかったということです。そ

ういうのも含めて、こういった何階層ものセキュリティの対策を、ハードウェア、ソフトウェア、監視チームが一体になって防御をしていかないと、なかなか安全運転ができないというのが今の状況です。

例として、次のページの左に記載していますが、障害を受けた場合、まず、いろいろなところからの情報を監視チームが最初に受けて、それを設計・構築チームとセキュリティチームが三位一体となって状況分析と対策を検討し、今以上に影響範囲を広げないという対策を緊急対策として打ちます。これが一段落した時点で、それに対する恒久対策をどうしたらいいのかという点で、資料の右に移って、この3チームが一緒になって、経験あるいは知識を持ち寄って恒久対策をつくる。恒久対策の例として、セキュリティ製品の設定やポリシーの変更、ファイアウォールの変更、アプリケーションのアップデート、このようなハードウェア、ソフトウェアあるいはポリシー、こういうものの全部に対してそれぞれの更新を行って、次に同じ攻撃を受けたときも、ウイルスに感染しない、あるいは情報漏えいしないという仕組みを構築する、こういう体制をとっています。

これは、ウイルスが日々進化しますので、一度決まった手順をずっと守っていればいいというものではないので、ここがほかの一般的なシステムの運用と違うところです。常に最新の情報を持っている人間、あるいは最新のウイルスに対する対応製品を持っている人たちと一緒に、新しい対策を検討していかないとならない。

したがって、2ページに戻りますが、設計・構築、機器の借入れ、インターネット・WAN回線、運用及び維持保守、この辺を一体として調達を今回はさせていただきたいと思っています。

この後、4年の運用期間がありますので、その間にこのセキュリティチームが独立して、うまく三位一体の手順、体制が確立できるかという検証と、総務省側でマルチベンダーコントロールのノウハウをどうつけるかというのを課題として、この4年間育成をしていきたいと思っています。

簡単でございますが、以上が御説明でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 どうも御説明ありがとうございます。

今、CIO補佐官が言われたことは、それなりに理解はできるなと思うのですが、ただ、非常に規模の大きいシステムとなり、かつては、構築と運用が一体となるというようなことで、やれる業者さんは何者かいるでしょうけど、ある程度限られるということ。

それから、先ほどいみじくも言われたように、総務省側にマルチベンダーコントロールの能力が十分なくて、それを民間に依存するとなれば、民間依存度がふえていって、私が心配するのは、次の調達をどうするのかというようなことで、今回の調達はチャレンジングな調達をやれば、それなりの競争は成立するかもしれないけれども、その次の調達は

本当に大丈夫なのだろうかというようなことで、十分な体制をとらなければ、マルチベンダーコントロールを民間事業者依存に陥れてしまっていて、そこから事業者の変更ができなくなるのではないかとこのように懸念します。

というようなことで、率直に申し上げて、システム概念としての新しい考え方はあるのだけれども、調達のやり方がわりと旧来型かなという感じがいたします。そのところをやっていないと、システム技術的にはあるコンセプトのものを実現できたとしても、調達の仕組みということで継続性がどこまであるのかということに関して懸念を感じました。

あと、もう一つは細かい点ですが、スケジュール的にいうと、こういう大きなシステムを公示から提出期限まで1カ月半ぐらいでできるのかなというところで、21ページのところはそれで本当に大丈夫かなと。閲覧はあっても、資料づくりとかいうところで1カ月半は非常に限られています。

それから、24ページの「A」、「B」、「C」で、「総務省にとって非常に有益である」という定性的な表現はやめたほうがいいかなと。それはもう少し具体的に汎用性のある言葉で良・否を判断したほうがよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○石堂主査　いかがでしょうか。

○尾原室長　マルチベンダーコントロールの能力はちょっと低いというお話につきましては、私どもとしては非常に耳が痛いというか、真摯に受けとめなければいけないと考えております。これは私ども総務省だけではなく、政府全体で、今、IT人材、セキュリティ人材を育成して、その上で体制を強化しなければいけないことは言われておりまして、非常に恥ずかしながら、政府としても、これからまさに本腰を入れていくという状況です。

我々も結構ぎりぎりの人数でやってきたものですから、そこがこれからそういった知識を持った人間をさらに入れて、あるいは定員を増やすとか、そういうことをして能力自体を次のLANに向けて上げていかなければいけないということは認識しております。今、御指摘いただいた点について、御懸念は現時点ではごもっともだと思いますので、そこは払拭できるように、努力していきたいと考えてございます。

○小林課長補佐　スケジュール面ですが、パブコメから一般競争入札の期間をもう少しという御意図ですか。

○井熊副主査　パブコメもあるのですが、やはり正式な入札は、入札の公示から入札書類の提出までというところが正式な入札行為の期間なので、そこはしっかり確保する。その前の情報提供などはもちろん有効だとは思いますが、そういう正式な手続ののちの期間をしっかりと確保することが必要なのではないかなと思います。

○小林課長補佐　了解いたしました。

それと、3点目については、定性的な表現が多いというところを見直しをさせていただければと思います。

○石堂主査　ほかはいかがでしょう。

○早津専門委員 先ほどの整備の経緯のところで、23年11月に、ウイルス感染による情報漏えいの発生があって、その対応が26年ぐらいいまでかかったというお話があったかと思うのですけれども、このときは、構築と運用が一括だったという前提でよろしいのでしょうか。

○尾原室長 このときも一括でやっておりました。

○早津専門委員 いろいろな対応をとられて、その結果、やはり構築と運用で分けられないような対策のとり方はされたのですか。その辺りの対策のとり方が素人なのでわからないのです。

○尾原室長 そのときも一体ではやっておったのですけれども、まずシステム自体が十分なものが入っていなかったというのが1つございます。機器の問題です。それが今は入っているのが1つ。それから、恒常的・日常的に常にセキュリティのレベルをアップしていくような、連携しての日常的な取組というのでしょうか、そういったものが当時はございませんでした。今は、いろいろなセキュリティ情報を入手して、それが今の総務省LANで対応できるものになっているのかということを検討し、それが不十分だということになった場合には、構築・設計に、これはもっとこういうふうにしなければいけないのではないかとということでセットしてもらおうといった形で、常日ごろから連携をしていく。そういう形をとったのが、最終的にシステムも入れて、そういう日常的な連携が具体的な軌道に乗ったのが平成26年の10月ということでございます。

○早津専門委員 その構築のところで教えていただいたかっただのですけれども、構築というと、イメージ的には、つくって、あとは運用の流れになるのかなと思ったのですけれども、構築後に、運用期間中に何か更新されるのですか。それは構築に入るのですか。それとも、運用に入るのですか。

○小林課長補佐 追加の構築をしないといけないものです。今のセキュリティのお話を申し上げますと、23年のときにウイルス感染をいたしました。そのときは2期のLANでございました。当然ながら、総務省の職員がLANを日々使っています。システムを止めない中で、再度同じことを繰り返してはいけないので、そのためにセキュリティの機器を当時24年1月に導入しました。それは追加調達です。そのときに、例えばインターネット側あるいはメール側に機器の導入をしています。その後、3期LANが25年4月にスタートします。そして、ウイルス感染の事象を踏まえて、構築したものを専門業者が再度検査をするという行為を調達後すぐに始めました。点検も見直しもしました。その上で、専門的なノウハウを踏まえて、市場のセキュリティ製品の調査もして、追加の機器の導入を決めました。26年4月に追加の機器を導入しています。それら機材を総合的に対応のログを分析しないといけません。その分析をする機械も導入しています。それを使いこなす人間も当然いなければいけません。日々の状況の分析結果を踏まえて、曾我補佐官の説明の資料の4枚目にるように、設定変更を日々行っていないといけないのです。そういう繰り返しをしていく活動の中で現体制ができたのが26年10月で、本来の意味の今の体制ができ上がっています。

す。まさに、今、進化中だということでございます。

○曾我CIO補佐官 通常の人事とか会計のシステムは、一回つくったら運用するだけなので、ジョブを流して、プリントして、バックアップをつくる。今のようにウイルスというのはいろいろな要素が増えてきていますので、多分、ファイアウォールという言葉が聞かれたことがあると思いますけれども、従来は、ファイアウォールと端末に入っているノートンとかというアンチウイルスのソフトで済んでいたのですが、それでは全然ウイルス対策にならない。そうすると、ハードウェアでこの間に入れるとかメールの添付ファイルをチェックするとかというので、かつ、その中のパラメータをどんどん変えていくというような操作が必要になるのです。

そういうために、単純にハードウェアを入れたら終わりではないので、では、ハードウェアのパラメータのセッティングのノウハウを運用者が学んでやるのかということ、またそこはそこでハードルが高くなってしまうということで、機器の購入・設置のノウハウと運用のノウハウと、そして常に新しい最新のウイルスのノウハウと、この三位一体が必要になってきます。だから、このチーム、御指摘がありましたけれども、ハードの購入と設定と運用は多分これからも一体だと思っています。もっとウイルスが進化すると、ウイルス対応のハードも複雑になってきますので、ますますその傾向は強くなるのではないかなというふうに認識はしています。なってみないとわかりませんが、そのような状況です。

○石堂主査 私なんかはなかなか高度な議論についていけない部分があるのですが、前回の評価のときの議事録を読みますと、分離調達することで、それぞれに参加する業者がそれぞれに数がふえることによって競争性が増して価格が下がるのではないかと期待で、分離したらいかがですかという議論があって、そこで終わっているのですね。

先ほどの御説明を聞いていますと、おっしゃるように、安全を守るためには、経済性はある程度犠牲にせざるを得ないシステムなのだと。今日おっしゃっている、インターネットなり何なりを分離するという話は、6月のときの分離とは、また、ちょっと別な話に聞こえるものですからね。そうすると、このシステムについては、これから一括調達がずっと続いていくだろうと総務省さんはお考えになるということなののでしょうか。

○曾我CIO補佐官 先ほどの説明資料の2ページ目の表ですが、回線系とセキュリティチームはここから外しても、ある程度運用ができるのではないかとこのめどをつけています。1年間の運用経験しかないで、今やるのはすごくリスクがあるということで、今回はこれでやらせていただきたいというお願いということです。

○石堂主査 大山先生のお考えでも、将来的に、今の一体というものは若干変わるかもしれないけれども、回線系なりセキュリティの部分以外のところの一体性を確保せねばならないのだということについては理解されるということによろしいですかね。

○大山専門委員 現時点での今日のお話を含めた範囲では、ある意味残念ながらいけないかなと思います。

ただ、将来的には、今、曾我さんがお話しになったとおり、本来、理屈の上で考えていけば、分離できる可能性は十分あって、ただ、そこへ至るまでの成熟した体制をつくれるかどうかというところに大きくかかわるのかなと。5年あるので、その間に総務省さんはしっかり対応してくださいねというお願いになるかなと思います。私の意見はそういうことです。

○石堂主査 あとは、先ほど、分割を考えるポイントとして安全性と公平性と経済性で、この公平性はどういう意味ですか。

○曾我CIO補佐官 調達の公平性という意味で、ベンダーロックインではないということです。

○石堂主査 現行業者が有利になり過ぎないようにといった意味の公平性ですか。

○曾我CIO補佐官 そうです。

○大山専門委員 今の公平性については、こういう経験がいろいろなところでふえてくると思いますので、そこができると思うのですね。ですから、応札業者は複数者、それもつくり直すことを前提に言っていますので、それは可能性は十分あると思います。

○曾我CIO補佐官 ちょっと蛇足になるのですが、私見として、システムが大きくなればなるほどそれを理解した上で運用・維持をする必要があります、それを責任持って受けるということは難しくなると思います。であれば、もっと違うスキーム。開発から5年間の運用まで一括で調達をして、次のときにはこの業者は入れない、そういうような公平性のほうが僕は理にかなっていて、現実合っているような感覚をしているのです。

○井熊副主査 ITの調達は非常に難しいですが、ただ、技術が進歩しているときに、新しい技術に合った調達で、技術だけに目を向けてやれば調達が硬直化して、特定の企業に依存するようになってきたというのは過去が示しているのだと思うのです。

さっき室長が言われたように、総務省さんはその意味ではこういうITをつかさどる官庁なわけですから、技術だけではなくて、そういう調達のあり方も含めて新しい時代に対して何か範となるようなものを提示していただきたいなと思います。

○小尾専門委員 調達の方法という意味ではチャレンジングだし、現段階ではいたし方ないかなと思うのですが、仕様上、今おっしゃったようなことが、この参考資料は別にいいとして、業者側からすると、仕様を見て、そこに書かれているかどうかで判断をすることになりますので、いろいろ見たのですがいまいまいちよくわからない。何か問題があったときにどうするかというのを仕様に入れるのは難しいとは思いますが、それがうまく読み取れるような記述を入れていかないと、結局、今おっしゃったようなことを請け負った業者はやらない、仕様を書いてなかったということになりかねないので、もし書かれているのだったら教えていただきたいのですが、ちょっとよくわからなかったの、そこはいかがですか。

○曾我CIO補佐官 今の三位一体の点については確かにわかりにくいと思いますので、見直して、もう一度訂正をして、お出しさせていただきます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○若林専門委員 素人的質問で大変恐縮ですけれども、引き継ぎの部分についてです。直していただいて、丁寧な引き継ぎがなされるのではないかと思うのですけれども、引き継ぎを本業務の開始日までにとになっていて、本業務というのは、設計・構築業務の前までにということではよろしいのですか。

○小林課長補佐 構築からスタートしますので、現行システムの構築の考え方というところから引き継ぎが始まっていきます。

○若林専門委員 わかりました。そうしたら、設計・構築業務期間を含めてずっと引き継ぎが脈々となされていくということになるわけですね。

○小林課長補佐 そういうことです。

○若林専門委員 わかりました。

普通はそういうものというか、これを見たら、大体その辺はわかるということではよろしいですね。

○小林課長補佐 大丈夫だと思います。

○若林専門委員 わかりました。

○宮崎専門委員 通し番号の6ページになりますけれども、ちょっとわからないので教えていただきたいのです。テレワークサービスとペーパーレス会議サービスがLAN構築の中に一体になっていると思うのですが、これは一般的に一体にするものなのか、何か個別の別な機能なのかなという気もしていて、過去、構築するときは両方一体で発注されているものなのかというのを教えていただきたいのが1点です。

もう一つは、通常LAN構築に必ず付随するものでないとするれば、そこは新しい業者さんが、現状書かれている要件定義とかで内容が十分わかるのかというのがちょっと気になってまして。この説明として、普通であれば、もう少し情報開示を、ないしは守秘義務を誓約した上で、資料を拝見できるように、工夫をちょっとしていただければと思いますので、その点はいかがでしょうか。

○吉田係長 テレワークシステムですが、総務省LANのファイルサーバやインターネット等のサービスが省外で使えるというものになります。テレワーク時においても、省内と同じセキュリティを確保し、ウイルスチェック等も全て同様の対策を確保できるというものになりますので、総務省LANの中で一体化した方が効率的・経済的だと考えております。

また、ペーパーレス会議システムですけれども、今、総務省LANにおいては、省内の会議室に無線アクセスポイントを設置し、職員はLAN端末を使ってペーパーレスで会議ができますが、このペーパーレス会議システムは、外部の方が省内の会議において使えるということで、総務省LANで設置した無線アクセスポイントを同時に使うようになっております。省内の全ての会議室でペーパーレス会議システムが使えるようになっておりますので、LANに構築した方が効率的であると考えており、一体としています。

○宮崎専門委員 一体のほうがよろしいということであれば、それでよろしいと思うので

すが、過去、ペーパーレス会議システムとかテレワークをつくった業者だけが有利にならないように、そこはしっかり情報開示のところはちょっと工夫いただければと思います。

○尾原室長 承知いたしました。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 本日、御指摘いただいた点につきましては、総務省の方で検討していただいて、訂正がある部分については、後日、委員の先生方に確認していただきたいと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後の大きな方向性みたいな議論もございましたけれども、要項といたしましては、幾つか修正をお願いした部分がございますので、本日の審議を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正を行っていただきまして、事務局を通じて我々各委員が確認した後に、意見募集に入っていただくということをお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（総務省退室、（独）大学入試センター入室）

○石堂主査 続きまして、独立行政法人大学入試センターの「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人大学入試センター事業部事業第3課荒井課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○荒井課長 ただいま御紹介がありました、大学入試センター事業第3課長の荒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」の実施要項（案）について御説明させていただきます。

まず、調達案件ですけれども、実施要項（案）の1ページをご覧いただきたいのですが、これの2番の（1）イの(1)の「業務内容」でございます。この記載にありますとおり、この調達案件は、業務用電子計算機システム用のサーバと機器の賃貸借を行うものでございます。

賃貸借します具体的なサーバ等の機器については、別添の仕様書の2ページをご覧いただきたいのですが、2/54でございます。ここに図が書いてありますけれども、青色の機器類が今回の調達物品の対象機器になります。

業務用電子計算機システムと言いましても、調達仕様書の1ページの「背景と目的」に書いてありますとおり、実際、中身については、電子メールや事務文書ファイルの共有などを行います事務処理系のサーバ等の機器とクライアントから構成される、ごく一般的な

事務処理系のシステムになっております。クライアントについては、シンクライアント端末をメインに利用して、業務内容に応じてファット端末を利用することとしております。

このシステムは、来年7月に現行の契約が終了するため、後継のシステムとして調達しようとしているものですが、現行の契約では、今回、調達範囲となっている事務系のサーバ等の機器のほかに、業務系システムとなるセンター試験システムのサーバ等の賃貸借契約も含まれております。

具体的には、先ほどの調達仕様書の2ページの図で白抜きになっている業務系システムの部分でございまして、この調達がこれまで競争性を妨げていた要因ではないかと考えまして、今回の調達範囲から除外させていただきました。

このセンター試験システムは、50万人規模の志願者データベースを初め数多くのデータベースから構成されており、機器のリプレース時には、データベースや開発アプリケーションの移行、それから、移行後の動作確認などのテストを伴うことになりますが、これにかかる工数の積み上げが業者側にとってネックになっていたのではないかと考えております。わかりやすく言いますと、いくら機器の価格を抑えたとしても、データ移行などの役務にかかる工数が足かせになってしまいますと、現行の導入業者に対して、どうしても価格面で不利になると思っている業者がいるかもしれないということでございます。

また、センター試験は人生を左右するような一大イベントというような認識をされている方もおられると思いますが、そういった意味でシステムトラブルが絶対に許されないという認識のもとで、本当に契約が履行できるのか。責任感が強い業者ほど少なからずともプレッシャーを感じているのではないかと考えています。

そうしましたリプレースへの懸念とかプレッシャーといった不安材料をできる限り排除してあげることにによりまして、1者でも多くの業者が競争に参加してくれることを今回の調達で期待したいと思っております。

また、事務処理系のシステムは、今後もオンプレミスでの運用がしばらく続くと見えますが、一方、センター試験システムに関して申しますと、現在、高大接続改革の中で現行のセンター試験に代わります新テストの具体的な在り方について専門家会議等で議論がなされているところではございますが、議論の結果によりましては、システムに大幅な変更が求められることも、我々にとって常に想定しておかなければなりません。ここで言うシステムの変更と申しますのは、単なるアプリケーションレベルの変更という意味ではございませんで、今後、制度変更によって技術的な対応として、ネットワークを活用した出願受付や出題・採点・成績通知などを行うことになった場合に、例えばオンプレミス型のシステム構成からハイブリッドクラウド型のシステム構成に変更したりするというようなことを意味するものでございます。

センター試験システムのように、制度変更により柔軟な対応が求められるシステムについては、今のうちに、余り変更の余地の少ない事務処理系のシステムの調達と分離させておいたほうが、後々、システムの調達や管理面において有効かつ効率的ではないかと考え

ているところでございます。

それから、これは調達を工夫したという点ではございませんが、調達の中身の話でございます。昨今の公的機関などに対する標的型攻撃に対する情報セキュリティ対策にも配慮した視点を今回調達に組み入れたいと考えております。具体的には、センター内に新たにクローズドネットワークを構築しまして、個人情報等の機微な情報でも、クローズドネットワーク内であれば自由に情報共有ができるようにしまして、情報の安全性を確保しながら、業務の効率性も同時に高めていくことも考えております。

以上が、調達案件の概要と調達に至る背景になります。

続きまして、本調達の契約期間ですが、実施要項（案）にお戻りいただきまして、5ページをご覧ください。

本調達の契約期間は、平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年となります。契約締結は、平成28年4月を予定しており、引き継ぎ等は、現行契約が来年7月に終了するために、前月の6月から7月の2カ月間で行うことを予定しています。

続きまして、本調達の落札者の決定方法ですが、実施要項（案）の8ページをご覧ください。本調達は、（1）の「評価方法」に示すとおり、総合評価落札方式を採用することとしております。価格点と技術点の配分については1：1としています。なお、価格点と技術点の算出方法については、8ページから9ページに示すとおりでございます。技術点の加点項目配点については、総合評価基準書に記載しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

私からの説明は、簡単ですが、以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から、業務系のを外すという話で、御説明の中で、業務系が入っていることが、参加しようという業者にとって1つのネックになっているのではないかと御説明が前段にあって、それから、後のほうで、新テストに移行したときに、途中で変わるかもしれないから抜いたほうがいいのではないかと、2つの判断要素があったようにお聞きしたのですけれども、どちらが決定的なのですか。

○荒井課長 決定的と言え、前者のほうだと私は考えています。

○石堂主査 前者のほうの御説明を聞いているときには、何となく過去の業績なり情報の開示とかそういうものをもっと充実させるようなことで、毛嫌いされることのないようにできないものかなと、実は聞きながら思ったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○荒井課長 私もセンターが長いわけではございませんで、当時にどういった経緯があったかはちょっと承知しておりませんが、何かの諸事情で今のような契約形態になったのか

なということを認識しておりまして、詳細に分析は行っておりません。

○石堂主査 余りこだわるつもりはないのですが、これは市場化テストにかけるといったときには、業務系も含むものというイメージで走ってきたのではないのかなと思うのですね。実際にやるときには業務系を外してしまうのは、件名として選定されるとき趣旨を変えてしまうことにならないのかなとちょっと疑問に思うのですけれども、その辺はどうお考えになっていたのですか。

○荒井課長 どちらかというと、当初の趣旨からは外れてしまうことになるかもしれませんが、何を第一優先に考えるかということになりますと、1者でも多く競争に参加していただくというものを第一優先に考えるべきだということなところに立ち返りまして、このような判断に至ったということになります。

○石堂主査 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。

○井熊副主査 これは、業務システムと今回の対象のシステムの前の入札のときの調達額との比率はどのくらいだったのですか。

○鈴木係長 ハードウェアの比率としては、物の金額を積み立てていったところ、ほぼ半分・半分で6,500万円ずつぐらいでありました。

○大山専門委員 総合評価のところの91/94で、まずお聞きしたいのは、(加点ポイント)と括弧書きがついているのとついてないのとがあるのですけれども、(加点ポイント)の括弧書きがついていることとの違いはどういう解釈で、その説明を見たけれども、見つからなかったのですけれども、これはどういうことなのでしょう。

○鈴木係長 (加点ポイント)と入っているのは、調達仕様書でこの機能あるいはこういったものを使っているものは加点とするというふうに記載しているものについて、この表で(加点ポイント)と書かせていただきました。

○大山専門委員 配点がついているから、これに対してどう点数をつけるかは、1ページ前の90のところに書いてありますね。そういう意味では、加点差はある意味この評価に従ってつくので当たり前と言えども、解釈はそれでいいのですか。

別の言い方をすると、必須なのではないかと思うようなこともあって、例えば「セキュリティ」の中の小項目の6番「本システムを担当する受注者または部門において、個人情報保護、品質管理にかかるマネジメントシステムが整備されていること」は、読み方を変えると、整備されているかされていないかで、これは0か1かしかないような感じがするのです。評価は「◎」、「○」、「△」、「×」と見るのか。「×」でもいいと言っているのかということになってしまって、この辺の解釈が、評価のポイントのところを見ても何か気持ち悪いのです。提案を書く側は評価を受けるわけですから、提案書を書くときに「いいのですか」という感じがしないでもないので、その辺のところの書き方を、提案する側がこれを見たときにちょっと悩むのです。ずっと読んでいくと、加点ポイン

トとそうでないところの違いも。例えば8GBを超えると30点と書いてあるけれども、8GBを超えたら30になるのでしょうか。超えなかったら、普通は0なのですね。そういうふうに見えて、「○」、「△」がどこへ行くのかという、その辺が見ていてよくわからないのですね。逆に、必須ではなくていいのですか。

○荒井課長 その辺が事業者側に伝わらないということですか。

○大山専門委員 提案するときに、値段が当然変わるわけなので。そうすると、8GBにすれば30ポイントだから、全体から見ると、1点幾らになるかと計算なさっていると思うのですけれども、その価値は本当にあるのかとか、これを見たときに、発注側がどういう意図なのかというのがよくわからないのです。その辺をもう少し伝わるようにしていただきたいというのが私の印象で、その意味では必須とそうでないものを明確にさせていただいたほうがよくて、評価軸はそういうふうになるのか。すなわち、スレッシュホールドのことだけ言ってしまったら、どっちかしかないわけなので、その辺と配点表との関係の説明が合わないような感じがします。この辺をもう一回見直していただく必要があるのではないかなと思います。

○荒井課長 検討させてください。

○小尾専門委員 仕様書上で、今回提案を求めようとしているシステム全体図がよくわからないのですね。仕様上さまざまな機器が出てきているのですけれども、多分、今、絵が出ているのは通し番号の33/94に1個絵が出ていて、これが調達範囲だと書いてあるわけですが、実際に、後ろのほうの詳細を見ていくと、ここにはいろいろな機器がどんどん出てくる。今回調達しようとしているシステムの全体図はどのような構成になっているのか、このままではよくわからない。したがって、入札できないということになりかねないと感じますので、その部分は、入札する側が実際にどういうものを提案すればいいのかというのがきちんとわかるような形の絵を入れていただきたいと思います。

○荒井課長 そこは誤解がないような形にしたいと思います。

○小尾専門委員 それと、実際に求めているハードウェアの記載が、なぜこういう記載をしているのかわからない記載が結構あって、先ほどもメモリーとかハードディスクの話もあったわけですが、例えば64/94に、「補助記憶装置は、250GB以上のHDDを有すること」と書いてあるのですが、その後ろに、「なお200GB以上のSSDの場合には、加点ポイントとして評価する」と書いてあって、これは何を求めているのかということ、容量を優先すると、なぜ容量が減っているのかということになるわけですね。速度を求めているということであれば、SSDに変えるのはわかるのですが、それだったら、最初からHDDも200GB以上と書くべきのような気もすると。ですから、仕様がなぜこう書かれているのかというのがわからない技術仕様があちらこちらに見られていて、そこら辺をもう少し精査していただかないと、恐らく提案する側としては、何を求められているのか。この仕様で何が欲しいと思っているのかというのを推測で読み取らなければいけなくなってしまうので、それは少しつらいかなと思います。

それと、このままだとやばいなと思うのは、27/94の絵ですけれども、この絵は少し問題が。右上のほうに業者名が出ていたりするので、これはこのままだと仕様上やばいということもあります。

先ほど大山委員からも話がありましたが、提案書評価について、今このままの評価項目だとすると、これは総合評価ではなくて、最低価格でもいいのではないかというふうにちょっと思うのですね。

提案書の評価項目を少し見直していただかないと、これだけだと、ほとんどの場合、求めているものが書かれているだけになっていますので、例えば先ほどちょっとありましたが、メモリー 8 GB以上を有することは、加点ポイントが30ポイントあるわけですけれども、これは恐らくもともとの仕様だと 4 GB以上のメモリーと書いてあって、1 台当たり 4 GBのメモリーを追加すればいいということだと、今、大体メモリー 4 GBで、実質、仕入れ値みたいだと、4 GBで多分10,000円もしないと思われるのですね。そうすると、恐らく 8 GB入れて30ポイントもらったほうがポイントを稼げる。多少値段が上がっても、入れれば30ポイントもらえるので、このままだと、これはみんな入れてくると思うのです。そうすると、何のためにこれを書いてあるのかわからない。こうなったら、ここの技術点に入れるのではなくて、最初から 8 GB以上と仕様に書いたほうがいい。

基本的には、技術点の評価という部分については、これを出す側として、こうあってほしいというか、こうあると自分たちの業務がよりうまく動きますというのを段階的に評価できるような項目を入れるべきであって、今、そういう評価項目になっていないと思われるので、これだと、多少金額が上がっても、これは全部やってしまったほうが、恐らくこっちの点数がもらえるのでみんなうれしいというふうに考えてしまう可能性があって、全然技術点の意味がないと考えられますので、例えば 8 GBとかSSDが欲しいのだったら、それはもう仕様に入れてしまえばいいと思うのですね。それ以外に、自分たちがこういうところを評価したい。これは技術の評価なので、入札側がどれだけ技術的なところを理解しているとか、自分たちの業務をわかっていて、それに対する提案がきちんとしているかということの評価する部分ですので、こういうことを提案してほしいという部分をこの中に入れていただければいいのではないかなと思います。そこはうまく工夫していただければと思います。

○荒井課長 そこは見直しをさせていただきます。

○宮崎専門委員 過去 3 回事業者が限られているという意味で、競争性を促進するという観点から、76/94の参加要件（6）ですが、過去 3 年以内に、センターと同規模の地方公共団体、独立行政法人、国公立大学に対して実績を有することとなっておりますが、趣旨からすると、国とか省庁も入れてもよろしいのではないかという気がしますので、別に大学に限る必要はないのではないかということがまず76でして。

同様に、71/94においては、事業者ではなくて、実施する作業者の要件として、独立行政法人、国公立大学等で 3 年以内に経験していることと、もっと狭くなっていまして。これ

は76と最低限合わせるべきではないか。まして、「等」が何を指しているかがちょっと読み取れないものですから、少なくとも76とは合わせる形で検討をいただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○荒井課長 はい。その部分も併せて見直しをさせていただきます。

○石堂主査 システムのときに公的な部門といいますか、今、委員からは国を入れたらいいのではないかと。要するに、民間のシステムに対する経験だけではだめなのだという積極的な何かがあるのですか。

要するに、同規模のシステムを扱った経験があれば、官民間問わず構わないのではないかと思います。

○荒井課長 そのとおりかと思います。

○石堂主査 そうしたら、取っ払ってしまったほうがいいと思います。

ほかはいかがですか。

○若林専門委員 ちょっとお伺いしたのですけれども、20/94の実施状況で、これは従来の経費ということではいろいろなものが混ざっているということだと思うのですけれども、「この金額は従来の契約（業務系、試験情報系、ヘルプデスク業務を含む）のものであり、今回の市場化に当たっては業務系のみ調達する」となっていて、この業務系の経費が8,000万ということになるのですか。

○荒井課長 そうです。これはあくまでもまだ見込みです。

○若林専門委員 次の実施に要した人数も、従来の人数ということだと思うのですけれども、業務系だけに費やした人数とかいうのは出すのはなかなか難しいということですか。

○荒井課長 それはなかなか算出が難しいです。

○若林専門委員 できるだけ詳細に情報が出るといいなというか、応募するほうにしてみれば、予算が立てやすいのではないかと思います。

○荒井課長 はい。

○石堂主査 確かに、今回のように、範囲が変わる場合に、今度やるやつと違う範囲の過去の実績をいくら示しても意味ない場合があるのですね。この場合は全く意味ないとは思いませんけれども、できるだけ今回限定されたものに対する過去の実績はこのくらいと見ることができるのだという情報を出してやらないと、これは新規事業者はちょっと幾らなのかわからないなという感じになると思いますので、ちょっと考えていただきたいと思います。

○荒井課長 はい。

○井熊副主査 先ほど指摘のあった76/94ページの「その他特記事項」の「応札者としての条件」ですけれども、ここにある応札者の条件は、資格に相当するものが結構書いてあるので、7/94にある入札参加資格のところと、記述がどちらが優先されるのかなと思うものもあるので、ここに書いてあることは全部資格条件のほうに集約すべきだと思うのですけれども、同じようなことを違うところに書くと、優先順位が書いてないとわからないで

すね。

○荒井課長 どちらかに一本化したいと思います。

○井熊副主査 入札参加資格のほうに、条件として必要なものは集約したほうがいいと思います。

○荒井課長 はい。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

これは議論の中で、全体にわたってあちこち変わるような気がするのですね。根本的な変更はないにしても、かなりな箇所にもわたって変更が生じるような気がするのですけれども、いっそのこと再審議に回してしまったほうがいいのか、それとも、ここを直した、ここを直したというページ数が大分ふえるけれども、一部修正のスタイルで行くのか、事務局としてどう考えますかね。

○事務局 今回ですけれども、実は、大学入試センターさんの直接の御担当とやっておらず、かなり短い期間で仕上った部分があって、それが本日指摘を受けた部分になっているのですけれども、実施要項（案）は先にもらっていて、直すところは少なかったのですね。調達仕様書に関しては、本日指摘を受けた部分を直して、その修正にはちょっとかかるのですけれども、それで、小委報告とさせていただいた方が、入試センター様が12月からパブコメに入ってしまうと、そこがセンター試験業務の繁忙期に当たって、同じ方が担当されていると聞いておりますので、できれば、再審議までは無い方が事務局としてもありがたいと思っております。

○石堂主査 そうしましたら、本実施要項（案）については、再審議までは不要ということでやっていきたいと思っておりますけれども、大学入試センターさんにおいては、引き続き、かなり広範囲な御検討になると思っておりますけれども、行っていただきまして、実施要項（案）の必要な修正を行い、それを事務局を通じて我々のほうで確認した上で、意見募集に入るようお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（（独）大学入試センター退室、国土交通省入室）

○石堂主査 それでは続いて、国土交通省の「空港土木施設の維持管理業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課酒井課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○酒井課長 改めまして、空港安全・保安対策課の酒井といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

それでは、私から、業務の概要について配付しております参考資料に基づいて説明させていただき、要項等については担当から説明させていただきます。

参考資料のA4横の資料ですが、この維持管理業務について、既に何回か説明しておりますので、かなり省略して説明させていただきますが、航空機の安全運航及び定時性の確保を図るために、空港土木施設が安全かつ円滑に機能するように、巡回点検とか草刈りとか、下に書いてあるような業務を年間を通じて行うものでございます。その中でも、緊急補修工とか除雪工を除いては、昼間だったり夜間だったりしますが、ほぼ計画的に作業できるわけですが、緊急補修工については、破損があった場合に対応しますので、イレギュラーなもの、また、除雪工については天候に左右され対応しなければいけないということで、この2つについては比較的突発的な作業になってしまうというものでございます。

右側の現在まで取り組んできた「民間競争入札の実施計画」について、23年度からこの維持管理業務を行わせていただいておりますが、今回で6回目で、各空港2巡目の最後になる案件でございます。

この中で一言申し上げたいのは、28年度に対応するのが前回の25年度ですけれども、前回は11空港で、今回は10空港ということで、1空港減っておりますが、これは仙台空港でございます。この仙台空港はなぜ減ったかということ、空港民営化法に基づきまして、この運営権について、新聞等で報道されておりますように、東急グループが行うということで、来年度の途中から業務がそちらのほうに移行するというので、今回の対象からは外させていただいているということでございます。

民間競争入札の現在までの取組について、1点だけ説明させていただきたい点がございます。これは、以前、この委員会でも業者に対して説明会をできないかというお話があったのですが、合同でやることについては、当然ながら、談合を助長するような恐れがあるということでできないということをお願いしたのでございますけれども、発注者側の努力として、希望があれば、1者ごとに業務説明あるいは現場見学会を行うということを今年の入札案件からやらせていただいておりますということで、引き続き、来年度の28年度からの案件についても、同様に取り組んでいきたいということでございます。

簡単ですけれども、概要については以上でございます。

○大久保専門官 空港安全・保安対策課の大久保といいます。よろしくお願いいたします。

「参考資料 委員限り」という資料「空港土木施設維持修繕工事に係る取り組み状況の推移」という表で、最近の取り組みの状況、改善点を、かいつまんで説明をさせていただきます。

一番左に、「参加資格要件の見直し・入札環境改善等」という項目がございます。その真ん中の段の「業務責任者の資格・実務経験等」がございまして、これが27年度の取組に若干重複するかと思いますが、主任技術者または管理技術者の交代については、一定の条件を満たす際には可能であるということを明記しております。

その下の「企画提案書・評価基準」については、26年度からですが、加点項目である「工事成績評定点の平均点」、これについては、評価を以前は航空局のみにしておりましたが、これを国交省全体に拡大をしております。

同じく加点項目であります「過去2年間の優良工事表彰等の有無」については、対象を航空局のみにしておりましたが、これを国及び都道府県に拡大をいたしております。

最後、減点項目であります「過去2年間における工事事故及び不誠実な行為」の実績については、重複懲罰とならないように削除をしております。

引き続きまして、27年度 of 取組については、これらに加えて、総合評価における評価基準において、空港工事施工管理技術者を加点対象としております。これについては、パブリックコメントの意見を反映しております。

続きまして、民間参入促進ですが、これも26年度からの取組説明をさせていただきます。入札参加資格を持つと思われる全ての業者に対して、実施要項（案）及び意見募集の結果を送付させていただいております。これに加えまして、27年度の取組としては、希望者に対して、個別で業務説明及び現場見学の実施をいたしております。

最後に取組の効果ですが、27年度入札については、1者応札空港数、これは残念ながら、6空港から10空港にふえてしまっております。総応札者数についても、17者から13者に減少しております。平均落札率についても、94.6%から97.1%と、2.5%ほど若干上がる結果になっております。

続きまして、同じく参考資料の実施要項（案）に対する意見募集結果の説明をさせていただきます。意見としては、2者から4つの意見を頂戴しております。

1つ目の意見ですが、入札要件に「実績」がありますが、実際の工事においては、末端は全く関係ない企業が下請をしている場合があります。これについての提案として、4つ意見を頂戴しております。1つ目が、施工企業の労働者に、企業の健康保険証の提示を義務づける。2つ目が、施工を実施した労働者を登録し、労働者はマイナンバー等で記録をしておく。3つ目が、1つ目の健康保険証の提示の義務づけで、この提示ができなかった労働者は、ほかの企業の下請か個人事業主となるはずなので、給与実態を確認し、場合によっては施工企業に発注するよりも、直接その企業や個人に対価を支払うことでコスト削減が見込めるという意見でございます。最後4つ目ですが、受注企業に直接取引を促すという意見を頂戴しております。

対応としては、入札参加資格に関する事項における施工実績については、受注者に対する要件であり、下請負人に対する要件ではございませんので、現行のとおり、実施要項（案）のとおりとしたいということで考えております。

2つ目の意見ですが、入札参加資格に関するものでございまして、参加につきましては、グループのみを望みますという意見を頂戴しております。これについての対応としては、入札参加資格については、単独でも共同企業体（入札参加グループ）についても可能ということにさせていただいておりますので、これについても現行のとおりとしたいと考えて

おります。

3つ目の意見ですが、加算点項目審査に関するものでございます。加算点項目審査のうち、(1)(2)の提案内容ですが、過去の施工実績で良好な業務を公表し、その業務に対しての改善案だったり、遂行するに当たっての体制について確保できるかの評価を追加してはどうかという意見でございます。これについては、加算点項目審査のうち、(1)及び(2)の提案内容については、緊急時等の対応、日々の作業実施時における対応について、企業が有する技術、独自の取組や対応方法などの提案、これはまさに企業が有しているノウハウですので、その情報を公表することは、当該企業に不利益が生じるおそれもあることから、原則、公表することはできないということで、これについても現行のとおりとしたいと考えております。

最後、4つ目の意見ですが、この意見をいただいた社では大型草刈り機を所持しており、機械整備・点検等も行っておりまして、自社で対応が可能な業者の評価を行い、経費削減に反映してほしいという意見でございます。これについては、本維持工事を実施する上で必要なのは、施工体制確保の確実性であり、機材等の所有の可否、これは自社所有でも、リースでも可能としておりますので、機材等の所有の可否を求める必要はないと考えております。これについても、現行のとおりとしたいと考えております。

最後、資料D-2の民間競争入札実施要項(案)については、新千歳空港を例として記載をさせていただいております。これについては、前回の27年度契約の実施要項から、内容としては余り大きな変更点がないということでございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から、前回も、この業務は専門性というか、そんなに技術力が特段要る業務ではないのではないのかという質問が委員の側から出たやに思いまして、それについて前回の議事録を見ても、国交省さんからも、これは相当な技術が要るんだというような応答は余り記述されてないのですが、要するに、技術と価格をどういうバランスで評価していくかということについて、再度、何かお考えがないかということをお聞きしたいと思います。

○酒井課長 総合評価の配点と価格の配点については、価格をかなり重視してしまうと、工事の質というものがどうなるか。確かに、今まで実施してきていただいた企業においては、質を確実に守っていただいて目標を達成していただいているということになるわけですが、価格重視で入札した場合に新しい企業においてもそういうことが確実にできるのかということについて考えてみると、現在、法律において、品質確保等の要項の中で確実に品質を確保してもらう行為が必要になっておりますので、技術と価格のバランスをすぐ変え

るのがいいのかということについては、慎重に検討したほうがいいのだろうと思っております。

業務内容における技術力について、草刈り工や標識工というのはどこにでもあるような業務ではあります。ただ、空港の中の工事ルールを知った上で標識、電気系統の位置を理解し、やっていただくという必要があり、また、緊急補修工においても、限られた時間で、運用に与える影響をできるだけ小さくするように速やかにやってもらうための段取りとか、空港の中のいろいろな制約のある中でやらなければいけないということを理解した上でやっていただくということは必要かと思います。

○石堂主査 そうすると、空港内の作業だよという、空港に関するルールをどれだけ熟知しているかということ、この中で評価の対象に実際にされているのですか。

○酒井課長 今回の求める施工実績について、10ページ「施工実績」として求めているものが次の①かつ③、②かつ③又は④ということで、空港の中の業務実績を求めていますので、ある程度空港のルールはある期間、当然空港の中で工事をしていますので、そこは理解しているだろうということで、特段、それに対して上乘せの評価までは考えておりません。

○石堂主査 ちょっとしつこいようですが、そうすると、こういう実績がないと参加できないわけですから、参加してくれる人はみんなそれは一応身につけているということになりますから、あと残るのは、実際の業務の内容にどれだけの専門性が求められるか、技術力がどれだけの必要なのだというところに評価のほうはなるべきなのではないですか。

○酒井課長 そうですね。

○石堂主査 そういう意味で見たときに、そんなに高い専門性なり技術力を強調する必要は逆にないのではないかなということなのですね。むしろ、空港についてきちんとした認識を持ってほしいということは、それは参加要件だから、それがなければ業者は入って来られないということですから、それをクリアして入ってきた業者にどういう専門技術等を求めるかということになれば、そんなに専門的ではないのではないですか。

○酒井課長 それについては、民間の知識・経験・ノウハウをできるだけ生かして、ただ単に安全にできるだけではなくて、より質のいいものにしてもらいたいという思いがあるので、技術提案を我々としては求めたいと考えております。見た目は同じかもしれないけれども、それを直すのに、例えば、10分で直す人と20分で直す人がいたら、我々として、利用者への影響を考えると、10分で直す人のほうがやはり良いわけです。そういうことを含めて考え、総合評価の中の技術提案でしっかり技術力のある者という方を評価したいということでもあります。

○井熊副主査 これは何度もいろいろお話をさせていただいて、ここにあるように、いろいろな意味での緩和策は結構やり切っている部分もあると。今、石堂先生が言われたように、ここから先は空港の中での経験のところも全然評価しないようにするとか、何かそういうことしか、まずは国交省さんとしてのここは守りたいというところ、外すか外さない

かというふうにしないと、1者応札というのも趨勢的に見るとふえているようにも見えるし、そういう段階に来ているのかなと。

そこで、国交省さんがそれは非常に難しいという話であれば、空港のコンセッションも始まっていることですし、民間事業者がどのようなことをやるかとか、そういうところでやった実績なども踏まえて、また、緩和策を検討することもあるかなと思います。

○酒井課長 1者応札が少し多くなっているということについての直接的な回答になるかどうか分かりませんが、個人的に少し気になる動きとしては、平成25年度から非常に労務単価が上がっております。今年の単価と24年度の作業員の労務単価の全国平均を比べてみると、25%ほど上がっているということがあります。

一方、建設産業においても、技能者あるいは技術者の数が平成の初めの頃と比べて減少してきているというようなお話があります。そういった中でそういう労働者を確保することがかなり難しくなっているということが一つの流れとしてあるということが1点。

それから、不落・不調というのが実は工事において幾つか国交省全体の中で見てもあるのですけれども、その不落・不調で多いものの1つが、空港のデータは除いていますが、道路や河川の維持工事が多いと、平成23年だったかの報告にもありましたので、維持工事は、人を確保するのに少し苦労したり、額がなかなか下がらない要因の1つにはなっているのではないかなということが、いろいろな資料から読み解くことができると思っています。今、井熊委員が言われたようなことについては、今後、コンセッションにおいて、どんな入札契約をするのかということを注視するというのは1つはあるかとは思いますが、ただ、後は民民契約になり、契約方法が、公になるのかどうか分からないため、少し予断を持って言えないのですけれども、確実にいいものがある方法でやられるかというところまでは、今の段階では何とも言えないのかなとは思っております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

今回も、要項の変更も余りないと、何となく改善の余地がないような、先細りのような感じになって、しかも、状況を見ていると、1者応札がだんだんふえているような状況となると、国交省さんとして、この案件を市場化テストにかけている、この行く末はどうなりそうだと考えておられるのかなと。

○酒井課長 正直言って、2巡目の終わりに来て、来年度実際にやってみないとわからないとは言いつつも、5回やってみて、今後慎重に評価していく必要があるのだろうと思っておりますけれども、少なくともこの市場化テストをやることによって質については確実に確保してきたものと思っております。

ただ、先ほど来話題になっているように、1者応札の部分については、一時的に1者応札が減ったりとかはあったけれども、先ほど、申し上げましたように、維持工事というものに対する業者の見方がかなり厳しいものと捉えているような気がしておりますので、今後、さらに、劇的に改善できるような方策が告示できるかということについては、現時点においては、正直、難しいのかと思っております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、この実施要項（案）の内容等について、何か疑義等が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれまして、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省（空港安全・保安対策課）退室、国土交通省（運用課）入室）

○石堂主査 それでは続きまして、国土交通省の「空港有害鳥類防除業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省航空局交通管制部運用課甲田課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○甲田課長 航空局運用課の甲田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、お手元の資料の参考資料という横のパワーポイントの資料で概要を説明させていただきます。後ほど、担当から実施要項の概略については御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

空港有害鳥類防除業務請負契約に係る市場化テストについては、2年前の26年度契約になりますけれども、仙台空港を対象に初めて実施をいたしました。当時も、この入札監理小委員会において、委員の皆様には御審査をいただきました。ありがとうございました。

仙台的契約では、2者が応札いたしまして、結果、落札した株式会社応用生物との間で、26年度から28年度の3年契約を結びましたが、別途、進められておりました仙台空港の空港運営コンセッション化に伴いまして、本業務を含む飛行場管理業務全般が民間事業者に委譲されることになった次第でございます。よって、そういう形になる来年7月からは、新たに仙台空港の運営を行う民間事業者が本有害鳥類防除業務も実施していくことになりました。

このような事情もあり、航空局としては、有害鳥類防除業務請負に関する第2弾の市場化テストを今回導入することといたしまして、これまでは、南部九州・沖縄ブロックとして、単年度の一括契約をしておりました、熊本、宮崎、鹿児島及び那覇の4空港における本業務を空港ごとに分轄し、かつ期間を3年間に延長して契約する市場化テストを実施させていただきたいと考えております。

それでは、2年前と同様の説明になる部分が多いかもしれませんが、資料に従いまして説明をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、2ページですけれども、空港有害鳥類防除業務は、空港及びその周辺における航空機と鳥の衝突を防止し、航空機の運航の安全を確保するため、専従の要員を空港に常駐させて、年間を通じてパトロールを行い、銃器等の防除機器を組み合わせた威嚇作業、観察による鳥類の動静把握等を行うものでございます。

昭和57年に羽田東京国際空港に導入したのを最初に、現在、全国17の国管理空港と株式会社が運営いたします、成田、中部、関西、伊丹の4空港で業務が行われております。資料の左下のグラフをごらんになっていただきますと明らかなように、バードパトロールの導入空港と非導入空港との間で航空機離着陸1万回当たりの鳥衝突件数は約2倍から3倍の違いがございます。鳥衝突を防ぎ、航空の安全を向上させるとの観点では、全空港への導入が望ましいわけですが、そこは費用対効果の面で地方自治体管理の運航便数の少ない空港では、専従要員常駐によるパトロール方式の防除業務は残念ながら導入されていない状況でございます。ただし、一部の空港では、鳥が多くなる季節等に限定いたしまして、地元の猟友会の皆様等に駆除を要請しているところもございます。

次の3ページでは、今回対象とする熊本空港を事例といたしまして、業務実施体制と業務内容の概要を掲げております。毎日定期的に空港内を巡回パトロールしていただき、銃器等を使用して威嚇駆除を実施いたします。

2009年に米国ニューヨーク近郊で発生いたしました鳥衝突による全エンジン停止に伴うハドソン川への緊急着陸、いわゆる「ハドソン川の奇跡」は、航空機への鳥衝突の危険性について大きく注目される契機となりました。鳥類の防除方策については、さまざまな検討が古くから世界的にも行われてきておりますが、依然といたしまして、パトロール方式による銃器の使用を中心とした威嚇駆除が最も有効な方策とされているところでございます。

次の4ページは、現在の契約状況でございます。平成20年度までは、全国を東日本と西日本の2つのブロックに分けて、東京航空局と大阪航空局の両地方航空局で、それぞれブロック契約を行っておりましたが、事業者の参入機会をふやすために、順次、契約規模を縮小いたしまして、現在は、図に掲げておりますように、7つのブロックでの契約としております。26年度に市場化テストを導入いたしました東北ブロックの仙台空港に株式会社応用生物が参入している以外は、航空保安協会が業務を行っている状況でございます。

次の5ページはここ2カ年の契約状況の詳細でございます。仙台は、冒頭説明をさせて

いただきましたように、26年度の市場化テスト導入で3カ年契約となっております。

それから、6ページと7ページは、これまでの事業者参入の拡大への我々どもの取組について記載をさせていただいております。6ページは、平成20年度以来の具体的方策の経緯ですが、競争参加資格要件の緩和を順次行いますとともに、契約事務のブロック化の導入で、契約規模を順次縮小し、地方の小規模企業でも参入が可能なように工夫をいたしました。今回の市場化テストの導入では、これまで南部九州・沖縄ブロックとして一括契約をしておりました熊本、宮崎、鹿児島及び那覇の4空港における有害鳥類防除業務を空港ごとに分割することといたしました。

また、啓発・周知活動といたしまして、平成22年以来、セミナーや現地見学会も開催するなどいたしまして、事業者参入拡大への取組を説明してきているところでございます。

7ページは、これまでの啓発・周知活動の中で、事業者からいただきました意見等にも基づき改善を行った内容を記載してございます。3年契約とすることにより、銃器や車両等の準備や初期投資のリスク軽減を行うとともに、契約スケジュールの前倒し等によりまして、準備期間の確保も行うことといたしました。

また、参入障壁とされております空港制限区域内での業務実績を求めます、いわゆる競争参加資格要件についてですが、前のページでも御紹介させていただいたとおり、求める実務業務の範囲を順次、拡大・緩和し、現在では、「役務の提供等」の業務を経験していればよいこととする一方、グループでの入札を可能といたしまして、少なくとも代表企業の会社がそのような業務実績を有しておればよいということにいたしました。当然、必要な要員体制等はグループとして満足していただければよいというふうにしてございます。より参入拡大を促す方策といたしまして、例えば業務実績要件の撤廃等の議論があることも承知をいたしておりますが、本業務は空港の運用時間中に空港制限区域内全域を巡回パトロールし、所要の業務を行うものでございまして、空港の運用と航空機の安全に直結する業務と言えます。請負の事業者として、また、グループの場合は、その代表企業が最低限の空港内での業務経験を有し、責任を持って空港の運用に支障なく本業務を遂行していただくということは、現時点に必須と我々は考えている次第でございまして、御理解を賜ればと思います。

それでは、資料の8ページは入札実施要項の内容とも重複いたしますので、入札実施要項ということで、担当から併せて説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○三好専門官 航空局運用課の三好と申します。私から実施要項について説明させていただきます。実施要項は資料のE-2になります。

まず2ページ目ですけれども、この表の中に防除業務で使います機器、材料の標準を書いてございます。この中で爆音器というものがございまして、この爆音器といいますのは、内部でプロパンガスを爆発させまして、その音で鳥を威嚇して追い払うというものでございます。これについては、仙台空港では使用していなかったのですけれども、熊本空港には配置しておりますために、この表に追加してございます。

続きまして、6 ページの1.2に「サービスの質の設定」で、防除業務の質を書いてございます。この表の「水準」の欄で御説明いたしますけれども、「信頼性の確保」として、航空機と鳥類の衝突の年度ごとの率です。この率は10万回当たりの衝突率ですけれども、これを10.9件を超えないことを目標値としてございます。「信頼性の確保」の2点目として、「航空機への鳥衝突に起因する人の死傷を発生させないこと」としまして、この発生件数0件を目標値としております。3点目に「作業の安全性にかかる品質の確保」としてございまして。防除業務の不備に起因した事象の発生件数0件を目標値としております。

防除業務の不備に起因した事態といいますのは、5 ページの上のところに書いてございます。これは4点ございまして、まず1点目が、防除業務の不備に起因した航空機の運航に影響を及ぼす事態がまず1点目。2点目が、人の死傷、物件の損傷、火災の発生、としております。3点目が、銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づいて警察官に届け出が必要な事態としまして、具体的には、銃砲や刀剣の紛失や盗難といったことですけれども、そういったことが起きないこと。4点目が、火薬類取締法の規定に基づいて、警察官に届け出が必要な事態でございまして。これも火薬類を紛失したとか盗まれたとか、あるいは、その許可証を盗まれたといったような事態となつてございます。

続きまして、8 ページの3. に「入札参加資格に関する事項」がございまして。この中で、3.5と、9 ページ目に行きますが、3.10、3.11の3点については、航空局の契約に係る標準が変わったということで追加したものでございます。

このうちの3.8が、防除業務の実施体制として求めているところでございます。9 ページにその内訳がございまして、大きく3つありまして、「作業員等の体制」と、2点目が「作業員等の心身の健康管理」で、3番目が「研修・訓練の体制」と、この3つが体制として求めているところです。ここは前回の実施要項から変更はございませんでして。また、グループで参加する場合については、グループ全体でこの要件を満たしていればよいというふうにしております。

続いて、3.9で、制限区域内における業務の経験を有することとしておりまして。ここはグループで参加する場合については、代表企業に求めているというものになってございます。

続きまして、11ページに行かせていただきます。11ページの5. で公共サービスを実施する者の決定に関する事項がございまして、その評価方法として、12ページの5.2.1「落札者の決定方法」が書いてございます。落札者の決定方法の評価値の計算方法ですけれども、まず、標準点が100点ございまして、それに加算点40点を加えたものを入札価格で割ったものを評価値としております。

この計算方法ですが、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」が国交省にございまして、このガイドラインに沿って設定したものとなっております。ガイドラインの中では、加算点を10点から50点の中で設定するようにとあるのですけれども、加算点が小さいと価格の要素に影響を受けやすいということですので、価格と品質が総合的に優れ

たものに決定するために、加算点を40点というところで設定してございます。

あとは、説明はちょっと省略させていただきまして、実施要項の説明については以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○若林専門委員 ちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、先ほどいただいた横の表で言うと、熊本において作業を実施したことのある企業数が32で、応募可能な企業数が306になるのですけれども、同じように、仙台空港の場合は、応募可能な事業者は何者いたかという数字は、大体でもいいのでわかりますでしょうか。

○三好専門官 仙台については、80者が応募可能な数でした。

○若林専門委員 そうすると、対象はもう少し広がっているというか、もしかするともう少し応募があるかもしれないということですか。

○甲田課長 済みません。

300というのは、この応募資格が、特に地方は限定せず、全国のどの事業者の方でも応募できるということで、そういう意味で従来から約300程度はあるわけで、仙台のときも候補者としては300ぐらいいたのですけれども、実際入るとなると、やはり地元の地区の業者さんが一番候補として考えられるだろうということで、そういう意味で仙台の地元経験のあるという、仙台空港に過去に役務の経験をしたことがあるという者が80者いたと。今回は、同様に全国には300ぐらい候補はいるわけですが、熊本の空港でそういう経験をしたことのあるという業者に限りますと、300のうちの32者が候補としてあるということでございます。

○若林専門委員 80者あったけれども、2者しか応札がなかったということなわけですね。わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 仙台空港のときの思い出すのですけれども、この300という数字は数字として、なかなか實際いないのですね。それで、共同参加も認めることにしたのも、何とかジョイントを組んででも入ってもらいたいということで。そのときの議論の中で繰り返し申し上げたのが、とにかく業者の実態といいますか、本当に入ってくれそうな業者はいるのか。単に、あそこは鉄砲を持っているというだけでなく、例えばジョイントにしても、どうやってジョイントを組ませるかというようなことについて、いろいろ発注側が助言するなり何なりしてやっていかないと、なかなか次々業者が応募してくるという状況にならないという話をした記憶があるのですね。

今回、九州の南のほうでやるについても、そんなにたくさん業者がこれに入ってくるとはちょっと思えないのですね。だから、再度申し上げる形になりますけれども、地元で確かに三十何者いるだろうと。では、その業者は現実どんな業務で生計を立てているのかですね。それがこっちへ向いてくれそうなのか。ジョイントを組むとすれば、どこを中心

にジョイントを組むようなことを国交省さん自身が考えられるのか、その辺よく整理した上で情報収集なりしていただかないと、なかなかいい結果は生まれないのではないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○甲田課長 御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおりでございます。仙台のときも御議論いただきましたけれども、一番本業務の難しいところは、銃の免許を得て使用しないといけないということで、ここは、今300者とか30者というのは、特に銃を使った業者というよりは、どっちかというところと空港の中でいろいろな業務をしたことがあるという会社がそういう意味で候補になっているということで、逆に言うと、御承知のとおり日本の社会ではなかなか銃を業務としてやる業務はほとんどゼロに近い状態でございます。まさにこの業務のために許可を得て銃を使うような人を集めたり、会社を探したりという必要があるということで、多分必要なのは、ジョイントを組むことにすれば、代表企業としてこういう30者なり300者なりのそういう経験業務のある資格要件のある方が、本業務を業務拡大という形でやってみようというふうに考えていただいて、銃を使えるような人を集めたり、そういう会社があるのかどうかは、なかなかないのですけれども、猟友会関係、そういう人にお声がけするなり、紹介いただくなりして、そういうところでグループをつくるというような方向が現実的な流れかと思っています。

そういうことで我々としても、セミナーとか、業務の内容とか、まさに今回の市場化テストの内容等も含めて、東京地区、大阪地区で引き続きセミナーとかを開くことにいたしておりますし、今回、特に九州南部地区で市場化テストを実施するというので、今回この地区において、業者の皆様にお声がけをして、こういう業務の存在かつこの実施要項の内容等についても宣伝をし、いわゆる啓発活動を頑張ってまいりたいと考えておるところでございます。

○石堂主査 結局、この業務に対応する能力を持っても、国交省さんが出す予定価格なりの条件がその業者にとって魅力的でなければならない。そのためにも、今そういう能力を持っている会社がどうやって生計を立てているというか、どういう仕事を受注しているのだろうと。いわばそれと競争できるような発注方でないとそっぽを向かれると思いますので、単に啓発というか情報提供だけでなく、何かもうちょっと詳しく調べなければならぬのではないかな。その中で、要は、魅力のある仕事だということを納得させられればこっちを向いてくれるのかなということだと思いますのでね。

これは、今後、ほかの地域の空港についても、順次、やっていきたいという御意向なのでしょうね。

○甲田課長 当然、市場化テストということで、仙台で2年前に実施して、2者応募があったわけで、もう少し様子を見ながらと思いましたが、来年途中でコンセッション化ということで民間に移ることになってしまいましたので、今回、ちょっと早めまして、第2弾として、数も九州地区で4つに増やし、実施してみよう。この状況を見まして、

うまくいけば、当然、順次、拡大を含めて検討をしていきたいと思っております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○宮崎専門委員 同じく1者応札を改善していく上で、1つ思うところがあるのですけれども、通し番号の28ページに「民間事業者が用意した備品」が、先ほどのお話では、銃器を扱うところだけがある程度制約条件なのかというところで、書いていらっしゃるディストレス音源媒体という音源であったり、爆音器であったり、鳥獣駆逐用煙火発射台というものが特殊のような気もして、これを事業者が自前で用意することが制約要件になっているようにも思いました。

それは場合によっては、機材の調達は一回国交省の側で買って、今後、運営する業者には貸与するとか、やり方そのものもちょっと工夫してみないと、猟銃を扱う免許を持っているだけだったら、猟友会とかあるのだとは思っているのですけれども、これが組み合わせると難しくなっているのではないかという気もするものですから、逆に、アンケートをとっていらっしゃる中で、「初期投資が必要」という回答があったところを、もう少し今後また分析していただいて、これは金額の問題なのか、設備をそろえることが困難性が伴うのかというそこはもう少し分析していただいた上で、場合によっては、機材を自前で用意するのか、ある程度継続的に複数業者が入れるようにするためには、そこは国交省側で別途調達して、貸与するというやり方に改善するのかと、それは一回検討いただくとよろしいのではないかという気がいたします。

○石堂主査 いかがですか。

○三好専門官 銃器につきましては、銃刀法で、どうしても使用する者が保管して管理するというのがございまして、国側でそれを行うのはちょっと難しいというところがございます。

また、ディストレス音源とか、煙火の発射台あるいは爆音器といったものについても、鳥の駆除は空港だけではなくて、農業とかでも行われているところですので、比較的こういったものは市場に出回っているものですので、入手そのものは難しくないのかなというものになってございます。

○石堂主査 入手は難しくないでしょうけれども、契約期間が終わったら、次に取り換えれば持っていてもしようがないものに近いと思うのですね。そのところだと思うのですね。

先ほど業者の側が管理するというお話がありましたけれども、空港外に飛び出していく話ではないですから、空港の中にいわば備えつけがあって、契約した業者がそれを使うというのは、素人の考えですけれども、そんなに困難はないような気がしますのでね。そこは検討していただかないと、魅力的な仕事にならないのではないかという気がしますけどね。ここに挙がっているものも、契約期間が終わったらだめになるものばかりでもないように見受けられますしね。その業者がずっと10年も20年もやり続けるのだというのであればあれかもしれないけれども、その契約のたびに業者が変わるかもしれないというリスク

を負うと、そのためにこれを全部買うのかなという話にやはりなるような気がしますけれどもね。ちょっと御検討いただけませんかね。

○甲田課長 わかりました。

もう一つ、これは我々の理由というか、経緯からも来るものですが、今、保安協会というところがこういう形態でみずから調達してやっているものですから、新たに国側で用意するとなると、国側としてもその部分の予算要求なりそういうものを考えていけないといけないので、どういう順番でやればいいのかというのは、ちょっと慎重に検討すべき事項も、財政当局等もございますので、課題としては承りました。

○井熊副主査 6 ページの「サービスの質」の防除業務の質のところですが、これは例えば飛行機と鳥類の衝突を防止すること10件を超えない。それから、死傷が発生すること0件というのがあるのですが、特に死傷が発生させることがもちろんあってはいけないのですが、これは事業者がコントロールできる話ではないですね。

これは国交省さんの目的であって、業者さんの目的は多分違う、もう少し頑張れば業者さんが制御できる目的を与えたほうがいいのではないかなと。これは一生懸命防除をやっている、残念ながら起こることは起こってしまうという性格があるので、それは業者さんの目的としては、こういう目的設定はちょっとふさわしくないのではないかと思います。

○甲田課長 水準を数字的にどうするかというか、目標値を置くかというのはなかなか難しい課題でございますので、当然、請け負う側の事業者のほうで目標を持っていただくということですが、その事業者が目標を持つ上での我々としての最低限の状況というか、特にこれを超えたらどうこうするかというような罰則規程とかそういうものがあるわけではないのですが、一応その年度ごとに我々統計をとって鳥衝突率を出してございますので、それを目標値としてですね。ということは、いわゆる従来やっていた水準は何とか維持してほしいという希望というか、その辺を込めた水準でございまして、それは当然低ければ低いほどいいに決まっているわけですが、ただ、要員体制とか、今度はコスト効果という面もございますので、今回示している各空港の要員体制やパトロールの巡回回数等も、これまでの従来のやり方を踏襲する形でお願いをするということでございますので、入ってくる業者としては、それを基準にお金を多分はじかないといけないと思いますので、それを示す上で、我々としては従来のそういう体制でやってきた過去5年間の平均値を目標値という形でお示しをしているということでございます。

○井熊副主査 事業者のコントロール力の外にある目標を設定してしまうと、それが起こったときのどう扱うかというところに裁量性が生じてしまって、経験のない人はこれは一体どう評価されるのだろうかとかわからないから、管理主義になるのですね。こういうもの場合は、なるべくこういうことが起こらないように、これこれだけのことは最低やろうねというようなことをやって、インプット管理をするとかいうようなやり方もあると思うのです。

1.1.4の(1)の⑤は、これは多分やってはいけないことが書いてあるので、これが0件

というのは制御できることだと思うのですけれども、制御できないことを目標というのは、アウトプット制御をするのではなくて、インプット制御するとか、やり方があろうかと思しますので、工夫されたほうがよろしいと思います。

○石堂主査 委員の言っているのは、うまく追いついてくれというところまでは事業者が一生懸命やっても、10.9件のうちの1件で鳥がエンジンに入って墜落してしまいましたというときには、急に、この2番目が生きてくるのですね。それは神のみぞ知る話になってしまうだろうという趣旨だと思うので、それをまた業者の側が見たときに、ここまで問われるのではというふうに考えると、本当に二の足を踏んでしまうのではないかという心配ですのですね。今回急にということは難しいかもしれませんが、確かに、業者がコントロールをどんなにやっても、うまくやれば何とかなるはずだという話ではない部分だからという指摘なのですね。ちょっと御検討をいただいたほうがいいかなと思います。幸いにしてそうそう起きることではないのはわかるのですけれどもね。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 今、議論になりました質の件については、国交省さんと確認をさせていただいて、委員の皆様に変更して御提示をできればと思っております。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）については、今、事務局から御発言がありましたように、国土交通省さんにおきまして、引き続き御検討いただいて、本日の審議を踏まえて、実施要項（案）について必要な修正の有無を、事務局を通じて各委員が確認した上で議了とするという方向で行きたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省、傍聴者退室）